

令和8年10月使用分から水道料金を改定（値上げ）します

揖斐川町の水道事業は人口減少・水道施設の維持管理・管路や設備などの更新費用の増加により、厳しい経営状況にあります。

今後も安全安心な水道水の安定供給のため、水道料金の値上げをお願いすることとなりました。使用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

新たな水道料金

揖斐川町の水道料金は「メーター使用料」、「基本料金」、「超過料金」の合計に消費税及び地方消費税を加算して算出しています。

【基本使用料】1か月あたり10m³まで

口径 (mm)	改定前			改定後			差額 (税込)
	メーター 使用料 (税抜)	基本料金 (税抜)	合計 (税込)	メーター 使用料 (税抜)	基本料金 (税抜)	合計 (税込)	
13	70円	700円	847円	90円	900円	1,089円	+242円
20	100円		880円	130円		1,133円	+253円
25							
30	260円		1,056円	340円		1,364円	+308円
40							
50	800円		1,650円	1,040円		2,134円	+484円
75	1,000円		1,870円	1,300円		2,420円	+550円
100							

【超過料金】1か月あたり10m³を超える1m³ごとに加算

口径	改定前（税抜）	改定後（税抜）
全口径共通	70円/m ³	90円/m ³

【水道料金の計算方法】（2か月あたり）

$$\{ (\text{メーター使用料} + \text{基本料金}) \times 2 \text{か月分} + (20\text{m}^3 \text{を超える使用量} \times \text{超過料金}) \}$$

×消費税及び地方消費税

【計算例】（口径：13mm、2か月間で50m³使用の場合）

$$\{ (90\text{円} + 900\text{円}) \times 2 \text{か月分} + (50\text{m}^3 - 20\text{m}^3) \times 90\text{円} \} \times 1.1 = 5,148\text{円}$$

【改定前後の料金比較】（口径13mm：2か月あたりの料金）

口径	使用水量	改定前（税込）	改定後（税込）	差額（税込）
13mm	0~20m ³	1,694円	2,178円	+484円
	30m ³	2,464円	3,168円	+704円
	50m ³	4,004円	5,148円	+1,144円

【新料金の適用時期】

請求月	令和8年8月	9月	10月	11月	12月	令和9年1月
偶数月			使用期間		請求 (10,11月使用分) 【新料金】	
奇数月				使用期間		請求 (11,12月使用分) 【新料金】

■ 新料金による請求

【問い合わせ先】 揖斐川町役場 上下水道課 電話 0585-22-2805

水道料金改定の詳細は、揖斐川町ホームページまたは、右のQRコードからご確認ください。

